

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と岐阜県石油商業協同組合（以下「乙」という。）とは、岐阜県内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）に、相互に協力して石油類燃料の供給を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は、乙及び乙の支部（以下これらを「乙等」という。）に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（優先供給の実施）

第2条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

2 乙等は、前項の優先供給を円滑に実施するため、自家発電設備等を備えた災害対応型の給油所（以下「災害対応型給油所」という）の整備及び維持に努めるものとする。

（運搬、引き渡し）

第3条 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定する。

2 引渡場所までの石油類燃料の運搬は、乙等又は乙等の指定する者が行うものとする。

3 乙等は、甲の要請により協力したときは、甲に対し、速やかに実施した内容を報告するものとする。

（被災状況等の報告）

第4条 乙等は、災害時等において、速やかに石油類燃料の供給が可能な給油所及び供給可能量等を調査、把握し、甲に報告するものとする。

2 乙等は、前項に規定する調査、把握及び報告について、優先供給給油所を優先して行うものとする。

（情報提供）

第5条 甲及び乙は、石油類燃料の運搬を安全かつ円滑に行うため、道路交通、その他災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（費用負担）

第6条 本協定に基づき供給された石油類燃料の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙等又は乙等の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲と乙等とで協議の上、決定するものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 乙等は、災害時等において石油類燃料の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（平時からの災害対策）

第8条 甲及び乙等は、災害に備え、平時から相互に協力して、次に掲げる災害対策の実施に努めるものとする。

1 甲及び乙等は、緊急車両、災害拠点病院、防災拠点施設、避難所、医療施設、社会福祉施設、災害対応型給油所等に関する情報及び相互の連絡体制について、定期的に情報共有の場を設ける。

2 甲及び乙等は、災害時の円滑な燃料供給体制を確保するための防災訓練を定期的実施する。

3 乙等は、給油所の利用客を対象とした防災キャンペーンなど、県民の防災意識の向上に努める。

4 甲は、災害時だけでなく、平時においても県内の燃料供給が安定的に行われる環境を維持するため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」第4条第2項の規定により定められる「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に沿って、乙等の受注機会の確保に配慮するものとする。

（防災意識の向上）

第9条 乙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等、組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（市町村と支部との協定）

第10条 甲及び乙は協力して、市町村と乙の支部との災害時等における石油類燃料の供給に関する協定等の締結を推進し、必要な支援を行うものとする。

（その他必要な支援）

第11条 この協定に定める事項のほか、被災者及び避難者の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時等の協力事項の発動）

第12条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として、甲が「岐阜県災害対策本部」（警戒宣言が発せられた場合にあっては、「岐阜県地震災害警戒本部」）又は「岐阜県災害支援対策本部」を設置し、乙等に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協議）

第13条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成29年8月24日

甲 岐阜県知事

乙 岐阜県石油商業協同組合 理事長

古田 肇
澤田 栄